第２６号様式（第５１条関係）

許可番号第　1239　号

一般廃棄物処分業許可証

住所　東京都板橋区三園二丁目１２番２号
氏名　株式会社太陽油化
代表取締役 石田　太平
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項の規定により、下記のとおり許可します。

令和8年9月28日

東京都板橋区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1	取り扱う一般廃棄物の種類	汚でい
2	処分（最終処分を除く。） 最終処分の区別	処分(最終処分を除く。)
3	処分の方法	生物処理
4	処理施設等の種類、数量、 設置場所及び処理能力	し尿処理施設　１施設　８１立方メートル／日 東京都板橋区三園二丁目１２番２号
5	処分先	ＵＢＥ三菱セメント株式会社 よりいコンポスト株式会社 バイオ・グリーン有限会社 株式会社エムシーエー環境
6	許可期間	令和8年10月1日　から 令和10年9月30日　まで
7	許可の条件	

様宛て　No.　発行者

発行年月日　年　月　日

※本許可書写しの
複写利用を禁止致します。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。